



北広島市 第4期地域福祉計画

概要版

平成27年3月
北 広 島 市

地域福祉計画の策定にあたって

計画策定の目的

地域福祉計画は、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関らず、すべての市民が地域社会の一員として尊重され、住み慣れた地域でいきいきと自立した生活が送れるように、地域住民、町内会・自治会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO（非営利活動団体）、社会福祉法人、民間福祉事業者など、広範な地域福祉の担い手と、ともに支え合う地域福祉づくりを目指し、その指針と施策を示す計画です。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法107条に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられるもので、本市の福祉関連施策を総合的に推進するための基本となるものです。

そのために、本計画では、市民・地域・団体等の地域ニーズに対する施策それぞれに、わかりやすい目標を設定するとともに、高齢者や障がい児・者、母子や父子等のひとり親家庭、児童、その他弱者を地域で支える体制の確立を目指すため、要援護者支援の方策と高齢者等の孤立の防止等の方策を盛り込みました。生活困窮者への対応についても、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されることに伴い、生活困窮者の自立支援方策を盛り込むこととしました。

また、高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画は、地域福祉や市民参加などの観点から、連携を求められる分野であり、共通の理念で結ばれる取組みであるため、地域福祉計画の中で統合しています。

計画期間

地域福祉計画の第4期計画は、平成27年度から32年度までの6か年とし、必要に応じて3年目に見直しを行います。他の関連計画と合わせ、計画期間を下図に示します。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域福祉計画	第3期計画 (H24～26)			第4期計画 (H27～32)					
高齢者 保健福祉計画	(H24～26)			(H27～29)			-		
介護保険 事業計画	第5期計画 (H24～26)			第6期計画 (H27～29)			-		
障がい者 福祉計画	(H24～26)			障がい支援計画 (H27～29)			-		
障がい 福祉計画	第3期計画 (H24～26)			(H27～29)			-		
健康づくり 計画	第3次計画 (H24～26)			第4次計画 (H27～32)					
次世代育成 支援対策 推進行動計画	後期計画 (H22～26)			子ども・子育て支援プラン (H27～31)					
子ども・子育て 支援事業計画				(H27～31)					

地域福祉の推進

基本メッセージ

市民や企業など自らが地域の福祉に関する課題に気づき、協働を図りながら問題解決していく“地域力”を育て、広げることで住みよい地域社会をつくっていくことをメッセージとしました。

【基本メッセージ】

みんなで高める“地域力”
みんなで広げる住みよいまち

基本理念

本計画の策定に際しては、次の基本メッセージを支える4つの基本理念を定め、これらを踏まえて計画を推進していきます。

＜基本理念1＞ “地域力”を育て、高めあう福祉のまち

住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、お互いが支え合い、ともに生きる力＝“地域力”を育て、広げるまちづくりを目指します。

＜基本理念2＞市民が主役となった地域福祉活動の推進

町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、地域住民、学校との連携により、市民が主体的に関わり、ともに支え合う地域福祉を目指します。

＜基本理念3＞地域で暮らすことができるつながりのある地域福祉

地域自らが地域の安全を確保できるよう、生活支援から介護支援までを地域で支え合う地域福祉を目指します。

＜基本理念4＞公共・民間・非営利サービスの機能的役割の分担と連携による地域の“福祉力”の向上

行政、地域活動団体、ボランティアなどの非営利組織活動がその専門性や役割を生かすとともに、地域情報の共有と有効な連携を図り、地域に住む人だれにとっても安心できる地域福祉を推進します。

施策展開の考え方

- 日常生活で介助が必要な高齢者や障がい者を在宅で支え、また、子どもの健全育成を図るためには、専門的な介護や相談体制が必要であり、家族だけにその役割を課す仕組みでは限界があります。
- 様々な社会活動に参加し、精神的な充足感や生きがいのある自分らしい自立生活を送りたいといった「精神的な支え」や、「買い物・話し相手」などの日常生活支援の分野では、行政サービスで対応するより、ボランティアやNPO（非営利活動団体）などの市民参加型の支え合いや助け合いによる解決が有効です。
- 最近、民間企業の福祉事業への参入が進むなど、福祉ビジネスが発展しており、人材の育成や施設の確保、競争によるサービスの改善・向上など、民間の力が大きな役割を担っています。
- このようなことから、行政、民間、市民が連携・役割分担した、支援を必要とする人への「新たな支え合い」が必要です。
- ボランティアやNPOなどの市民参加型の支え合いや助け合いの促進に向け、地域活動のための場の確保や環境の整備はもとより、町内会・自治会、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPOなど、地域福祉活動に参加する様々な市民が連携・協力しながら活動できる仕組みづくりを目指します。

※新たな支え合い

厚生労働省において「これからの地域福祉のあり方に関する検討会」が設けられ、平成20年3月に報告書「地域における『新たな支え合い』を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－」が取りまとめられました。

住民の基本的なニーズは公的な福祉サービス（公助）で対応するという原則を踏まえつつ、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化し、地域の多様な生活課題を広く受け止め、柔軟に対応する地域福祉を進める必要があるとされており、地域福祉は人のつながりの強化を通じ、地域社会再生の軸になりうると指摘されています。

施策の体系

【基本メッセージ】 みんなで高める“地域力” みんなで広げる住みよいまち

【基本理念】 1. “地域力”を育て、高めあう福祉のまち
 2. 市民が主役となった地域福祉活動の推進
 3. 地域で暮らすことができるつながりのある地域福祉
 4. 公共・民間・非営利サービスの機能的役割の分担と連携による地域の“福祉力”の向上

施策の体系（展開）

基本目標1 市民のニーズに応えた適切なサービスの提供	基本施策1 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実
	基本施策2 すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進 施策2-1 福祉情報の提供体制の整備 施策2-2 社会資源ネットワークの整備 施策2-3 権利擁護体制の確立 施策2-4 高齢者等の孤立死を防止する体制整備
基本目標2 現状に対処した福祉事業のさらなる展開のために	基本施策3 多様性を増している民間活動の発掘、支援、育成
	基本施策4 保健、福祉、医療との垣根のない連携
基本目標3 地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進	基本施策5 市民参加を促し、様々な地域活動を支援する体制の充実 施策5-1 ボランティアが活動できる環境づくり 施策5-2 ボランティア活動の担い手育成
	基本施策6 地域活動の活発化のためのネットワークと環境づくり 施策6-1 地域活動の連携強化 施策6-2 活動の場の提供と意識啓発
基本目標4 その他の地域福祉の発展に向けて	基本施策7 福祉サービス、社会資源と結びついた地域活動の推進 施策7-1 福祉活動と連携した地域活動の推進 施策7-2 他の福祉計画との連携
	基本施策8 地域で安心して暮らせるバリアフリーの環境づくり
	基本施策9 地域福祉についてのさらなる連携強化
基本目標5 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり	基本施策10 災害時に支援が必要な人の支援体制構築、普及啓発 施策10-1 避難行動要支援者情報の把握と情報の集約、維持管理 施策10-2 避難行動要支援者情報の共有と情報更新 施策10-3 災害時に支援が必要な人の見守りと緊急対応に備えた役割分担

施策の展開

基本目標 1 市民のニーズに応えた適切なサービスの提供

<基本施策1> 市民の悩み・要望を聞きとる相談体制の充実

■総合相談体制の充実

高齢者支援センター

- ・総合相談、介護予防、日常生活支援の推進による高齢者への支援の充実を図ります。
- ・高齢者への支援充実に向けて、職員の適切な配置や連携体制を検討します。
- ・また、医療・介護連携や認知症施策の推進における高齢者支援センター（地域包括支援センター）の役割を明確化するよう方針を示します。

障がい者相談支援事業所

- ・相談支援事業所（生活支援・就労支援）による障がい者への支援の充実を図ります。
- ・また、障がい福祉サービス利用者へのサービス利用計画作成を推進します。

地域子育て支援センター

- ・育児相談、子育て情報の提供、子育てサークルの支援など、地域の総合的な子育て支援の充実を図ります。
- ・また、子どもおよび保護者が、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専門の職員を配置して情報提供や相談支援を行います。

家庭児童相談員、母子・父子自立支援員

- ・児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）などの相談支援の充実を図ります。

子どもサポートセンター

- ・学校などとの連携を含め、多岐にわたる相談支援を実施します。

生活困窮者自立相談支援機関

- ・相談支援機関を設置し、ハローワーク等と連携を図りながら、雇用や生活等に関する相談支援体制を整備します。

<基本施策2> すべての人に安心を提供できる地域福祉の推進

■福祉情報の提供体制の整備

- ・市の広報紙での情報提供や啓発活動に努めます。
- ・市のホームページでの情報提供や啓発活動に努めます。
- ・各種ガイドブックの作成と情報提供に努めます。
- ・点字広報、声の広報（朗読）、音声コード付き行政情報の提供など、情報バリアフリーの推進に努めます。
- ・町内会・自治会、地区社会福祉委員会、ボランティア、NPOとの連携と情報共有を図ります。

■社会資源ネットワークの整備

- ・社会福祉協議会を中心に、地区社会福祉委員会、民生委員児童委員、町内会・自治会、NPO、ボランティア、老人クラブ、福祉団体など、地域で活動する人たちを結ぶネットワークの連携を強化することで、地域生活に密着した課題への対応や支援の充実を図ります。
- ・地域活動を支援する人材の育成について検討します。

■権利擁護体制の確立

- ・日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業）や成年後見制度の啓発に努めるとともに、様々なニーズに対応できる一体的かつ継続的な権利擁護体制として、「（仮称）権利擁護センター」を設置して、市民後見人の育成などを行いながら関係機関と連携して総合的な支援を行います。
- ・高齢者支援センターによる高齢者虐待、消費者被害の相談支援を行います。
- ・支援充実に向けて、支援体制の充実や支援者のスキルアップを図ります。虐待については、緊急時に迅速かつ円滑に支援できる体制づくりを進めます。
- ・家庭児童相談員、母子・父子自立支援員による子どもの虐待、DV（配偶者等からの暴力）の相談支援の充実を図ります。
- ・虐待防止センターにおいて、障がい者の虐待に関する相談支援を行います。

■高齢者等の孤立死を防止する体制整備

- ・介護事業者、郵便局、配食業者、新聞販売店など高齢者等の自宅を訪問事業者のネットワークを活用して安否の確認を行います。
- ・一人暮らしの高齢者および重度身体障がい者に対し、急病などを通報する緊急通報装置を貸与し、地域の協力員と連携しながら安否の確認を行います。
- ・支援を必要とする高齢者などを把握するため、関係機関と連携して情報収集に努めます。

基本目標 2 現状に対処した福祉事業のさらなる展開のために

<基本施策 3> 多様性を増している民間活動の発掘、支援、育成

■多様性を増している民間活動の発掘、支援、育成

- ・各種調査により多様化する市民ニーズの把握に努めるとともに、民生委員児童委員などと連携を図り、地域で問題を抱える高齢者や障がい者等の早期発見・支援に取り組みます。
- ・NPO活動は市内でも活発で、福祉サービスの担い手として不可欠の存在です。今

後も、NPOへの事業委託を進めるなど、NPOとの連携・協力・支援を促進します。

- ・サービスの量的な確保や質的な改善に向けて、民間で可能な事業は委託を進めるなど、福祉事業を営む民間事業者の参入を促進します。
- ・地域での雇用の受け皿として期待され、また、地域へ貢献できる福祉分野でのコミュニティビジネスを支援します。

＜基本施策4＞保健、福祉、医療との垣根のない連携

■保健、福祉、医療との垣根のない連携

- ・相談窓口には保健、福祉、医療の専門職を配置します。
- ・保健、福祉、医療部局と関連する福祉機関との連携強化、情報共有を図ります。

基本目標3 地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進

＜基本施策5＞市民参加を促し、様々な地域活動を支援する体制の充実

■ボランティアが活動できる環境づくり

- ・身近な生活課題を地域で解決するためのネットワークの整備などの市民が参加しやすい仕組みづくり、ボランティアが市民にとって身近なものと感じられるようなボランティア情報の提供を進めるため、ボランティアセンターの充実に向けた支援を図ります。
- ・NPOが地域福祉サービスに果たす役割は大きく、多くの市民がその活動に関心をもって参加が進むよう、NPOへの支援や啓発に努めます。
- ・また、NPOの組織基盤の強化を進めるため、市民が寄付しやすい環境整備について検討します。

■ボランティア活動の担い手育成

- ・ボランティアセンター研修の開催などにより、地域の人材の発掘・育成に努めます。
- ・福祉やボランティアに対する児童生徒の意識を高めるため、社会福祉協議会が中核となり、ボランティア活動の推進、福祉学習の充実や促進を図ります。

＜基本施策6＞地域活動の活発化のためのネットワークと環境づくり

■地域活動の連携強化

- ・社会福祉協議会は、地域住民のニーズの把握とそれに対応するサービス体制を構築するなど、地域福祉活動の要としての役割を担っていることから、事務局体制の強化を図るとともに、引き続き活動に対する支援を行います。

- ・町内会・自治会や地区社会福祉委員会は、地域の福祉、防犯・防災など、地域で発生する問題を地域で解決を図り、住民相互の親睦を図ることを目的に組織された自主的団体であり、高齢者や障がい者の支援や子どもの健全育成の役割が期待されます。そのため、地域福祉計画への理解と協力に向け、次の点も含め連携を図ります。

- 市が主催する福祉活動への町内会・自治会などの参加呼びかけと連携
- 町内会・自治会などの組織力育成や日常的な活動、防災訓練の支援と必要な情報提供
- 町内会等活動の広域連携の検討
- 周辺市町の町内会等活動、福祉活動の情報把握や連携の検討
- 災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の自主防災組織等への提供

■活動の場の提供と意識啓発

- ・より多くの市民が地域活動に参加できるよう、コミュニティ施設や住民集会所等の活用を図ります。
- ・地域での身近な課題は地域住民が自らの問題と捉え解決していくことが大事である、といった認識を行政と地域住民が共有できるよう、地域福祉の考え方の啓発を図ります。

基本目標 4 その他の地域福祉の発展に向けて

<基本施策 7> 福祉サービス、社会資源と結びつけた地域活動の推進

■福祉活動と連携した地域活動の推進

- ・民生委員児童委員は、地域住民と福祉を結ぶ相談役として地域福祉の向上に大きな役割を担っています。・そのため、地域の福祉ニーズの把握や問題を抱える人の早期発見・解決に向け、連携を強化するとともに、研修会などを通じた資質向上に努めます。
- ・大学が持つ専門性や人材を地域福祉の推進に生かすため、大学から市の附属機関への参加や学生ボランティアの受入れなどを通して、大学との連携を図ります。
- ・高齢者や障がい者などが悪徳商法などの被害者とならないためには、普段からの見守りや声かけが重要です。そのため、社会福祉協議会が進めている地域の支援ネットワークの活用を図っていきます。

■他の福祉計画との連携

- ・高齢者、障がい者、児童、健康などの個別計画で地域福祉に関連する施策、共通の理念で結ばれる取組みについては、地域福祉計画で定めることとし、個別計画との連携を図っていきます。
- ・また、社会福祉協議会の地域福祉実践計画は、地域住民の地域活動への参加を進め、

市民の具体的な活動や地域活動実践者の組織づくりの指針となるものであることから、計画の実施にあたり市の地域福祉計画との一体的な取組みを図ります。

＜基本施策8＞地域で安心して暮らせるバリアフリーの環境づくり

■バリアフリーのまちづくり

- ・公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、だれにもやさしいまちづくりを進めます。
- ・市営住宅について、子どもから高齢者までだれもが安心・快適に暮らせる居住環境の形成を目指し、ユニバーサルデザインを採用しており、今後もこの仕様での整備を進めます。
- ・耐震改修促進計画に基づく公共施設、一般住宅の耐震化を図ります。

＜基本施策9＞地域福祉についてのさらなる連携強化

■地域福祉についてのさらなる連携強化

- ・今後の人口減少や少子高齢化社会の動向を見すえた地域福祉計画の定期的な点検、見直しを図ります。
- ・市民参加による委員会での計画策定と進行管理を行います。

基本目標5 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり

＜基本施策10＞災害時に支援が必要な人の支援体制構築、普及啓発

■避難行動要支援者情報の把握と情報の集約、維持管理

- ・避難行動要支援者名簿による把握に努めます。
- ・町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による地域活動のなかでの避難行動要支援者情報の把握に努めます。
- ・避難行動要支援者名簿について、災害時声かけ支援登録名簿をベースとして整備を進めます。
- ・集約した避難行動要支援者情報については、災害支援の目的以外には使用されないことがないよう、市と提供先で覚書を交わすなど適切な管理に努めます。

■避難行動要支援者情報の共有と情報更新

- ・避難支援等関係者である自主防災組織、民生委員児童委員等との避難行動要支援者情報の共有を行っていきます。
- ・町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による避難行動要支援者の生活情報や連絡方法の日常的収集と情報

更新を行います。

- ・関係機関から要介護者や障がい者等の情報提供を受けながら、手上げ方式や同意方式により避難支援等関係者へ平常時の提供ができるよう、取組みを図ります。

■災害時に支援が必要な人の見守りと緊急対応に備えた役割分担

- ・町内会・自治会や地区社会福祉委員会、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉サービス事業者等による要配慮者に対する日常的な見守りを推進します。
- ・要配慮者との連絡や救援活動における関係機関等の役割分担、連絡体制の明確化を図ります。
- ・要配慮者のうち、災害発生時に一般の避難所における生活が困難で配慮が必要な人の一時的な受入れの協力体制づくりに向け、市内の福祉施設や医療施設との連携を図りながら、特別な配慮がなされた福祉避難所の指定を進めるとともに物資・器材、人員確保等の体制を整備します。